

議会だより

第52号

一般会計・特別会計決算審査 特別委員会審査結果報告

令和6年度普通会計の実質収支は黒字でしたが、経常収支比率が昨年度より1.2ポイント悪化しており、余裕のない財政状況を示しています。

このような状況の下、多額の費用を要する事業への財源確保と、行財政改革における将来の財政を見通した計画及び組織の効率化やスリム化が喫緊の課題です。

行政へのニーズが多様化・複雑化する中、眼前にある課題への対応はもちろん、中長期的な視野に立ち、限られた財源・資源の中でより効率的・効果的で計画性のある行財政運営のための具体的な施策を行うよう提言しました。



決算審査特別委員会

水道事業会計決算審査 特別委員会審査結果報告

経年劣化により、水道管や浄水場及び配水池が老朽化しています。

老朽化対策について、早急に計画を立て、水道管の順次改善、浄水場や配水池の改良・建設を提起しました。

現在、他市町村に比べ水道料金は低額ですが、老朽化改善のためには、基金を増やすことが必要となるため、水道料金の見直しを検討すべきことを提起しました。

また、閉鎖している烏平水源の活用を検討することも提起しました。



土師浄水場視察

一般質問（9月定例会）



吉川紀代子議員

避難所の環境整備について

問 小中学校体育館へのエアコン設置は。

答（総務課長） 小中学校体育館は必要に応じて開く避難所との位置づけで、開設する必要があるときにはスポットクーラーで対応する。

問 スファイア基準（国際的な人道基準）に基づく避難所の改善は。

答（総務課長） 避難時には食糧や毛布の持参をお願いしているが、災害の状況や避難の期間によっては柔軟に対応する。

コメの高騰対策について

問 高騰する米価への助成は。

答（町長） 現段階において町単独の助成は考えていない。

敬老祝いの支給期間について

問 敬老祝い金支給期間の短縮は。

答（健康福祉課長） 理解できるが毎年ではなく、今まで通り節目の年齢時に贈る。

高齢者へのタクシー助成とデマンドバス導入について

問 高齢者へのタクシー助成とデマンドバス導入は。

答（企画財政課長） タクシー助成は令和9年度開始の予定を、少しでも前倒しするように取り組んでいる。

デマンドバスは、今後の公共交通ネットワークを形成するための

選択肢の一つとして、調査・研究の対象としている。

加齢性難聴者への補聴器購入助成について

問 加齢性難聴者に補聴器購入の助成は。

答（健康福祉課長） 令和8年度を目的に検討を進める。

こども誰でも通園制度について

問 こども誰でも通園制度とは。

答（子育て支援課長） 令和8年4月から全ての市町村において実施するもので、保育園に通っていない0～2歳児を対象に一定時間、定期的に通園できる制度。

問 こども誰でも通園制度と一時預かり事業の違いは。

答（子育て支援課長） こども誰でも通園制度は、こどもの育ちを応援することを目的とした「こどものため」の制度。

一時預かり事業とは、様々な理由で家庭での保育が困難になった場合に幼児を預かるという「保護者のため」の制度。

問 こども誰でも通園制度に自治体としてどのような視点で

のぞむのか。

答（子育て支援課長） 令和8年度からの実施に向けて条例等の整備を準備中。

※文字数制限のため「OTC類似薬の保険適用除外について」「期限切れ保険証について」は未掲載



大塚和佳議員

ごみ処理施設建設について

問 最終的な建設金額等がわからない状況で、桂川町の財政負担のことを考えた時、計画の見直し等の必要性はないのか。

答（保険環境課長） 県央（ふくおか県央環境広域施設組合）の事務のため、回答できない。

問 プールや温浴施設等の年間維持管理経費を5,000万円としたシミュレーションを立

てで、議会や住民に説明すべきではないか。

答（町長） 県央の事務のため、回答できない。

問 町有地の賃貸借は、県央から打診はあったのか。あったすればいつあったのか。また、有償賃貸借金額はいくらか。

答（町長） 受理していないので回答できない。

問 臨時議会に補正予算で提案され契約しようとする土地購入の単価が2つあるようだが、適切で正当な根拠があるのか。

答（保険環境課長） 県央の事務のため、回答できない。

問 他の自治体の話だが、「県道バイパス整備のための用地買収を適正価格の5倍で取得」したことに、県知事が「不適切だった」と謝罪した問題と似ていると思うが、町長の考えは。

答（町長） マスコミの報道については回答できない。

意見 財政的に余裕がない状況で、プールや温浴施設の維持管理費の負担が増えれば「赤字再建団体」になるのでは。

認定ことも園建設と道路問題について

問 進入・退出道路の用地交渉は始めているとのことだが、場所は。

答（建設事業課長） 県道下秋月線横の農地。

カスハラやハラスメント条例（首長や議員等）について

問 職員アンケートでの調査はしないのか。

答（総務課長） 安心して回答できる環境を作るのが必要。

町長等の報酬や退職金、議員の報酬等の公表の条例化について

問 町長給料70万7千円／月・期末手当約250万円／年・退職金（4年間務めるごとに）約

1,442万円。

議員報酬24万5千円／月・期末手当約86万円／年・退職金なし。

これらを広報誌で公表していけば、町長選挙や議員選挙への出馬の一助になるのでは。

答（総務課長） 検討する。

※文字数制限のため「予約乗り合いタクシー」「桂川駅のハト対策」「報酬審議会」「トライアル桂川店の騒音防止対策」は未掲載



下川 康弘議員

職員体制について

問 役場の業務は今後ますます複雑多岐になると考えられるが、各部署の人手は足りているのか。

答（総務課長） 業務量は時期や案件によって増減がある。忙しい時期、比較的落ち着いた時期もあるが、現時点では対応出来ていると思う。

た時期もあるが、現時点では対応出来ていると思う。

問 忙しい時だけでも、専門知識を有する人を派遣してもらうという方法もあるのでは。

答（町長） 考慮したい。

パワハラ・カスハラ条例について

問 パワハラ・カスハラ条例制定に向けての取り組みは。

答（総務課長） 条例を制定した自治体及び準備中の自治体への電話での聞き取り等を行っている。

問 この条例は職員が働きやすい環境を作るためにも必要と思うが、町長の考えは。

答（町長） まだ弁護士等には相談していないが、庁舎内部で意見交換をしている段階。

パワハラ・セクハラ・カスハラに対する対応は、ぜひ必要だと思っているので積極的に取り組んでいきたい。



柴田正彦議員

『飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町地域循環型社会形成推進地域計画』について

問 環境省のHPに、この計画が上がっている。作ったのはどこか。また、作成年月日は。

答（保険環境課長） 主たるは、県央で、飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町も共に作成。

作成年月日は、令和4年11月21日。

問 3年前につくられたこの計画には、ごみ処理にかかわる10の施策が書かれている。

内容と実施状況は。

答（保険環境課長） 「②ごみの減量化の普及啓発…ごみの分別徹底や減量化に対する住民や事業者の意識向上を図るため、構成市町で行っているごみの減量化、再利用等の促進に関する

啓発活動等の継続、広報紙やホームページ等を活用した積極的な情報発信を行い、更なるごみ減量化への普及・啓発を図る。」

「⑥環境教育の充実…本組合と構成市町が連携し、循環型社会形成に向けたごみ減量化やリサイクルに関する住民や事業者の意識醸成を促すとともに、関係情報の積極的な発信等に取り組み、住民や事業者環境問題等への関心を高めてもらえるように推進する。」

※字数制限のため、①③④⑤⑦⑧⑨⑩の内容、また実施状況は略

問 この計画通りに取り組んでいけば、循環型社会形成に向けたごみ減量化やリサイクルに関する住民の意識が生まれていた。今すぐに、10の施策を進めることを市町・県央に提言してほしい。

答（町長） 機会を見つけて提言していく。

意見 ごみ処理施設の話が出てきた最初から、「大型ごみ焼き場ならいい。ごみの分別・削減・

資源化が必要。資源再生センターとしてつくる。将来に胸を張れる施設をつくる」と言ってきた。

今、つくるうとしているのは「大型ごみ焼き場」。計画を一度ストップして、みんなで、どのような、ごみ処理をしていくか考えてみるべき。

今のまま、大型ごみ焼き場をつくれば、20～30年後に施設が老朽化し、また、同じ問題が起きる。今、立ち止まって考えるべき。

※文字数制限のため他は未掲載



原中政廣議員

鳥獣被害対策について

問 農林水産物鳥獣被害防止対策費とは。

答（産業振興課長） 鳥獣による農林水産物の被害を軽減・防止するために、国から自治体等

に補助金が交付されるもの。

この補助金を活用するために、桂川町は、飯塚市・嘉麻市と共同で嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会を設置し、この協議会を通じて侵入防止柵の整備や箱わなの導入を実施している。

問 県の有害鳥獣広域捕獲対策費とは。

答（産業振興課長） 効率的な捕獲を目的として飯塚市や嘉麻市と同時期に一斉捕獲を実施しており、この取り組みに係る経費が県から助成されている。

問 桂川町猟友会の現状は。

答（産業振興課長） 20代から80代までの12名が活動を行っているが、60代から70代が中心。

若い層が少ないため、後継者の確保・育成が課題と考えている。

問 今後の後継者育成は。

答（町長） 国・県の動きに注視しながら取り組んでいく必要がある。

また、有害鳥獣の捕獲には相

当な経験が求められることから、何か別の対策を講じる必要がある。

ふくおか県央環境広域施設組合 と地方自治法の解釈について

問 地方自治法147条・
284条の解釈は。

答 (町長) この条文の意味するところは、「統轄」の意味合いとして、地方公共団体の事務全般について総合的統一を確保する権限を有するということと、対象は「当該」団体であって、他の独立の執行機関の権限には及び得ないということ。

よって、特別地方公共団体である「ふくおか県央環境広域施設組合」に関する事務については組合内の組織において処理されるべきものと理解する。



林 英明議員

ごみ処理施設建設における 桂川町の実負担額について

問 445億円(建設費)+300億円(20年間の運営費)+86億円(その他)≒831億円といわれている。

この運営費の300億円は20年後まで入れている金額で、業者に請け負わせるから記載しているだけで、県央が運営するなら記載しなくていい金額。

業者にまかせることで年間21億円かかっていた運営費が15億円できる。20年間で420億円かかる予定の運営費が300億円できるので120億円削減できる。この300億円はマイナス120億円という事。

県央の資料によると、桂川町の20年間の財政シミュレーションでの実負担額は、約23億円でごみ処理施設の建設ができるとなっている。

しかし、前段の「マイナス120億円」において桂川町の比率は7・4%で約9億円となり、これを差し引くと約14億円。桂川町の実負担額は約14億円でごみ処理施設の建設ができるということになるのでは。

答 (町長) 県央の事務のため、回答は差し控える。

意見 私としては14億円でできると確信している。県央議会ではつきりさせたい。

なお、831億円のうち86億円(その他)については別途になるが、運営費の年間6億円の削減は20年後も続くと思われる。15年延長で、6億円×15年≒90億円の削減で、86億円の部分は充分相殺できると思う。

○9月定例会の様子は桂川町HP『議会』で、ご覧になれます。

○12月定例会予定
12月4日、12月12日
(一般質問は12月11・12日)

つぶやき

生まれたことの意義

生まれる前、自分で選んだわけでもないのに気づいたらこの世界にいました。それでも、ここにいるからこそ見られる景色や出会いがあります。

家族や友達と過ごす時間の中で、泣いたり笑ったり周りの人の言葉に励まされ一步一步生きてきた人生。このような繋がり(つな)の積み重ねが生まれてきた意義なのかもしれません。

また、私にしかできないことや、私だからこそ助けられる人がいるはず。私は排除ではなく包摂(ほうせつ)の構えで使命を全うします。

生きていく中で辛いこともあるけれど、それを含めて「私という存在」を形づくっていると考えるので、これからも自分らしく歩みながら、「生まれたことの意義」を探して生き抜こうと決意しています。

吉川 紀代子

 9月定例会 議案等の審査結果 		○：賛成 ●：反対 欠：欠席										
		結 果	林 英 明	下 川 康 弘	柴 田 正 彦	杉 村 明 彦	大 塚 和 佳	吉 川 紀 代 子	北 原 裕 丈	竹 本 慶 吉	原 中 政 廣	青 柳 久 善
件 名												
同意第 4 号	桂川町公平委員会委員の選任について	同 意	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	同 意	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
承認第 11 号	令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（専決第 1 号）について	承 認	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
承認第 12 号	令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（専決第 2 号）について	承 認	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第 26 号	桂川町防災無線更新工事請負契約の締結について	可 決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第 27 号	動産（トレーニング機器）の買い入れについて	可 決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第 28 号	桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第 29 号	桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第 30 号	桂川町同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第 31 号	令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（第 2 号）について	可 決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第 32 号	令和 7 年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について	可 決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第 33 号	令和 7 年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	可 決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第 34 号	令和 7 年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	可 決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第 35 号	令和 7 年度桂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	可 決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
認定第 1 号	令和 6 年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定	/	○	○	○	○	●	○	●	○	欠
認定第 2 号	令和 6 年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
認定第 3 号	令和 6 年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
認定第 4 号	令和 6 年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
認定第 5 号	令和 6 年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	/	○	○	○	○	●	○	○	○	欠
認定第 6 号	令和 6 年度桂川町水道事業会計決算の認定について	認 定	/	○	○	○	○	●	○	○	○	欠
意見書案第 3 号	こどもたちのゆたかな学びの保障と学校の働き方改革の推進を求める意見書（案）について	可 決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	欠

（報告事案）

報告第 3 号	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について
報告第 4 号	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について
報告第 5 号	健全化判断比率の報告について
報告第 6 号	資金不足比率の報告について